

（在学の方へ）2022年度日本学生支援機構奨学金一次採用（国の修学支援新制度） に係る申請について

2020年4月から国の修学支援新制度が始まりました。これまでの給付奨学金よりも対象世帯や支援額が拡充され、給付奨学金と授業料減免を同時に受けるものとなります。「1. 採用要件」に該当し、この制度の利用を希望する方は、以下のとおり申請してください。

※高等学校等で給付奨学生採用候補者（予約採用）となった方は、以下の手続きは不要です。別途、「採用候補者決定通知書」の提出が必要となります。詳細は、通信教育部 Web サイト「学費サポート制度>奨学金」ページを確認してください。

1. 採用要件

本奨学金には採用要件があります。一部を掲載しますので目安として確認してください。その他要件等詳細は、日本学生支援機構（以下、機構）Webサイト（<https://www.jasso.go.jp>）でも確認できます。

以下（1）～（6）の全てに該当する者

- （1）2022年度に通信教育課程に在学する本科生であること（2022年度新入生含む）。
- （2）高等学校等を卒業してから、大学等への入学までに、2年間を経過していない。
- （3）過去に成績不振による再学になっていない。
- （4）1年生は高等学校の評定平均値が3.5以上、もしくは学修意欲があることが確認できること。2～4年生は累積GPAが上位1/2以上、もしくは累積修得単位数が標準修得単位数*以上であること。

*標準修得単位数は、卒業所要単位数÷4（年）×在籍期間 で計算できます。

卒業所要単位数128単位の場合、2年生の標準単位数は128（単位）÷4（年）×2（年生）=64（単位）

- （5）住民税が非課税、もしくはそれに準ずる世帯であること。
- （6）資産が、生計維持者が2名の場合は2,000万円未満、1名の場合は1,250万円未満であること。

機構の「進学資金シミュレーター」で、ご自身が対象か否かの目安を確認できます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



2. 支援金額

本奨学金の採用者には、給付奨学金と授業料減免の支援が受けられます。支援金額は世帯構成や年収等に応じて、第Ⅰ～Ⅲ区分に区分されます。

（1）給付奨学金

区分	支給額（年額）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

（2）授業料減免

授業料減免額の上限は130,000円（年額）です。区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じて減免額が異なります。

3. 申請書類請求方法【フォーム入力のみ】

以下の google フォームから入力し、申請書類を請求してください。

<https://forms.gle/yvHz2DfbwZgLwLmK6>



4. 申請から採用までのスケジュール

申請書類の請求時期により、その後のスケジュールが異なります。なるべく早く申請書類を請求してください。

手続き内容	提出回	手続き期間
(1)「申請書類」請求フォーム入力	第1回	～4月7日(金)
	第2回	～5月8日(日)
	第3回	～6月7日(火)
(2)「申請書類」発送 ※上記(1)入力後、7営業日経過しても到着しない場合には、お手数ですが、お問い合わせください。	申請書類請求受理後、大学から発送	
(3)「申請書類」提出(大学宛)	第1回	～4月15日(金)
	第2回	～5月13日(金)
	第3回	～6月14日(火)
(4)スカラネット「ログイン情報」発 ※上記(3)提出後、7営業日経過しても掲載がない場合には、お手数ですが、お問い合わせください。	「申請書類」受理後、Web学習サービス「大学からのお知らせ」に掲載	
(5)スカラネット入力	第1回	～4月22日(金)
	第2回	～5月20日(金) 24:00
	第3回	～6月21日(火) 24:00
(6)マイナンバー提出(機構宛)	原則、スカラネット入力後<<1週間以内>>	
(7)授業料減免申請書の提出	原則、スカラネット入力後<<1週間以内>>	
(8)採否決定(初回振込)	第1回	6月上旬
	第2回	7月上旬
	第3回	8月上旬

書類をよく確認し、申請に必要な書類を用意してください。必要書類の準備期間を考慮し早めに請求してください。

なお、申請に必要な書類として、申込者本人と生計維持者(原則父母)のマイナンバー関係書類、自宅外生は自宅外通学を証明する賃貸借契約書等の書類が必要になります。授業料減免の申請書類の提出に関する詳細は、申請者に別途ご案内します。

5. その他

- (1) 今回は新規申請です。現在、機構の給付奨学金を受給している方は、申請する必要はありません。
- (2) 一次採用は、2020年の収入で審査されます(二次採用(秋学期)は2021年の収入で審査)。
- (3) 機構の第一種貸与奨学金を利用中の人が新しい給付奨学金と併給になった場合、自動調整され第一種の貸与額が0円もしくは減額になります。
- (4) 機構の給付奨学金を利用している人は、新しい給付奨学金に切り替えることが可能ですが、その場合は現在受給している給付奨学金を辞退する必要があります。
- (5) 修学支援新制度の授業料減免は、採用が決定してから適用になるため、前期生学費納入期限(4/30)に適用が間に合いません。

6. 制度の詳細内容

- (1) 文部科学省「高等教育の修学支援新制度 特設ページ」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

- (2) 日本学生支援機構「奨学金の制度（給付型）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>



7. 問い合わせ先

- (1) 給付奨学金の基準に関する問い合わせ先

日本学生支援機構「奨学金相談センター」

0570-666-301（ナビダイヤル） 月曜日～金曜日（9時～20時、土日祝日・年末年始を除く）

- (2) 本件に関する通信教育部問い合わせ先

学生担当 03-3264-6560 月曜日～金曜日 9時～17時（学事日程による閉室日を除く）

以上

修学支援新制度採用要件

簡易チェックシート

※採用要件（基準）を満たすためには、以下の check1～3 について、

全てに該当する必要があります。1 つでも該当しない場合には、申込要件を満たしません。

(check1) 大学等への入学時期に係る基準

高等学校等を卒業してから、大学等への入学までに、2 年間を経過していない（いわゆる 2 浪まで）。

例えば・・・ 1 年次入学の場合、高等学校等の卒業年度の翌々年度末に大学等へ入学した人は資格があります。

例えば・・・ 2～4 年次編入学の場合、本学に入学する前に在学した大学等に入学するまでの期間が対象となりますが、さらに本学に入学するまでの期間が 1 年以内でもある必要があります。

(check2) 学力基準

(2 年生以上) これまでに修得した単位数が標準単位数の 5 割以上である。
ただし、GPA 上位 1/2 以下は、標準単位数以上が必要となります。
※標準単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 修業年限 × 申込者の在学年数

例えば・・・ 2020 年度の新 2 年生であれば、1 年次に 16 単位以上を修得していること。新 3 年生であれば、2 年次までに 31～32 単位以上を修得していること。

(check3) 修業年限に係る基準

再学（留年）していない。

例えば・・・ 修業年限で卒業できないことが確定した場合は、資格がありません。

上記は申請書類を提出する前段階での簡易的なチェックになります。詳細は、日本学生支援機構の Web サイトで確認してください。